

小値賀町公共施設等総合管理計画 (行動計画)

平成29年度～令和8年度

(2017年度～2026年度)

平成29年3月

(令和4年3月改訂)

長崎県小値賀町

はじめに

本町では、社会的ニーズに対応するため、多くの公共施設等【※用語解説有】の整備を進めてきました。その結果、令和 2 年度末時点では建物数 294、面積で 5.7 万㎡に及び公共施設等の他、道路や漁港施設、簡易水道、下水道等のインフラ資産を有し、町民の皆様にご利用いただいています。

しかしながら、昭和 56 年の建築基準法施行令の大改正に伴う新耐震設計基準以前の建物が多く、また離島特有の塩害による鉄筋等の爆裂により耐用年数到来前に痛みが出やすく、施設の老朽化に伴う更新【※用語解説有】を今後計画的に進める必要があります。

今後、少子高齢化が進み人口構造が大きく変化し、財政状況の厳しさが増す中で、更新時期を迎える多くの施設にどのように対応していくのか、また、公共施設そのものをどうしていくべきなのか、検討しなければならない時期が来ています。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画(行動計画)【※用語解説有】を策定する」とされました。平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもこれらの状況を踏まえ、速やかに公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請されました。

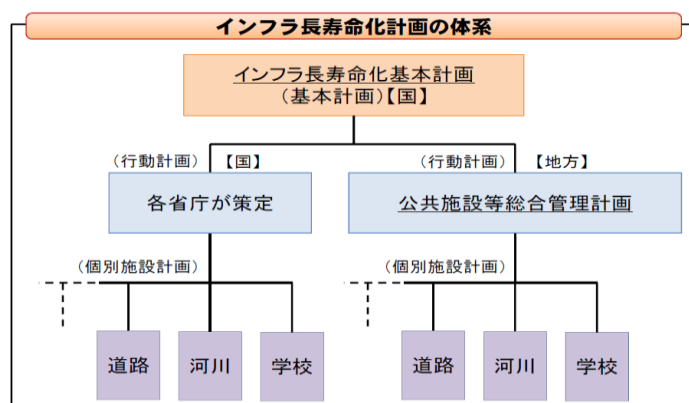
そこで、基本計画に基づき、町が管理するあらゆる公共施設の維持管理【※用語解説有】・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「小値賀町公共施設等総合管理計画(行動計画)」を平成 29 年 3 月に策定しました。

更に、令和 3 年 3 月には個別の公共建築物について、施設の利用状況や劣化状態を客観的データを用い「見える化」した「小値賀町施設個別施設計画」を策定し、現状把握を行いました。

このたび、「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和 3 年 1 月 26 日、総務省通知)により令和 3 年度中の本計画の見直しが求められたこと、また個別施設計画等の内容を反映させる必要があることから、本計画を改訂しました。

本計画により、戦略的な維持管理・更新等に取り組み、町民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコスト【※用語解説有】の縮減や予算の平準化を実現するよう努めていきます。

【計画のイメージ図】



※本計画の対象資産・・・公用施設、その他の小値賀町が所有する建築物、その他の工作物を対象とします。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、畑総関連施設、漁港施設、簡易水道施設、下水道施設等があげられます。

目次

I. 小値賀町の概要	- 1 -
1. 小値賀町の現状	- 1 -
(1) 歴史的、自然的、経済的及び社会的諸条件	- 1 -
(2) 人口の推移	- 1 -
2. 財政状況	- 2 -
(1) 歳入の状況（普通会計決算）	- 2 -
(2) 歳出の状況（普通会計決算）	- 3 -
(3) 財政の比較分析（令和元年度普通会計決算）	- 3 -
II. 人口、公共施設等の現状と将来の見通し	- 5 -
1. 人口のこれまでとこれから	- 5 -
2. 公共施設等	- 6 -
(1) 公共施設等（建物）	- 6 -
(2) 公共施設等（建物）配置状況	- 16 -
(3) インフラ資産等	- 17 -
(4) インフラ資産配置状況	- 17 -
(5) 老朽化する建物	- 18 -
(6) 有形固定資産減価償却率の推移	- 19 -
3. 中期財政見通し	- 20 -
4. 予算確保可能額	- 20 -
5. 公共施設等（建物）・インフラ資産に係る更新費用の将来予測	- 21 -
6. 今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み	- 22 -
III. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	- 23 -
1. 計画対象施設	- 23 -
2. 計画期間	- 23 -
3. 現状や課題に関する基本認識	- 23 -
(1) 計画の必要性	- 23 -
(2) 点検・診断	- 23 -
(3) 管理基準の設定	- 23 -
(4) 予算管理	- 23 -
(5) 体制及び情報管理・共有	- 24 -
4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	- 24 -
(1) 点検・診断等の実施方針	- 24 -
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	- 25 -
(3) 安全確保の実施方針	- 25 -
(4) 耐震化の実施方針	- 25 -
(5) 長寿命化の実施方針	- 25 -
(6) 集約化・多機能化・転用・廃止等の推進方針	- 26 -
(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針	- 26 -
5. 取組の効果	- 26 -
6. 施設の数、延べ床面積等、数量に関する目標	- 26 -
7. 施設類型毎の管理に関する基本的な方針	- 27 -
IV. 公共施設等総合管理計画の実施方法	- 30 -
1. 全庁的な取組体制の構築及び情報処理・共有方策	- 30 -
(1) 施設情報の一元化	- 30 -
(2) 個別施設計画＜個別施設毎の長寿命化計画＞の見直し・充実	- 30 -
(3) 計画を実現するための組織体制	- 31 -
2. 地方公会計との連動	- 31 -
3. 技術者の確保	- 31 -
4. PPP/PFI の活用	- 31 -
V. フォローアップの実施方針	- 31 -
【参考】用語解説	- 32 -

I. 小値賀町の概要

1. 小値賀町の現状

(1) 歴史的、自然的、経済的及び社会的諸条件

1926 年（大正 15 年）に笛吹村、柳村、前方村の 3 村が対等合併し、小値賀村が発足、1940 年（昭和 15 年）に町制施行し、「小値賀町」となりました。

長崎県の最西端、五島列島の北端に位置し、小値賀本島を中心として、その周辺に散在する大小 17 の火山島群からなっています。北は 7.5 km 隔てて宇久島（佐世保市）と南は 5.5 km を隔てて中通島（新上五島町）と相対し、東は約 50 km の距離を隔てて九州本土に、西は遠く東シナ海に臨んでいます。

総面積は 25.53 km² で、本島が 12.23 km²、属島が 13.30 km² であり、本島の地形はなだらかで、火山の噴出で生じた海拔 100m 程度のいくつかの丘陵を囲んで海岸線まで耕地が広がり、遠浅の海に囲まれた海岸線は出入りが多く、美しい景観となって、全島が西海国立公園の区域に入っています。

小値賀島は、肥前風土記にもその名が記されているように太古から人が住み続けており、往古は遣唐使の寄港地として、近世以降は西海捕鯨の根拠地として栄えた歴史を有します。

島の東方には自然の良港前方港、南方には本町の海上交通の玄関口、商業・水産業の中心である笛吹集落、小値賀漁港があります。

役場をはじめ公共施設の多くは、笛吹集落にあり、文教施設が通学に便利な島の中心部に集中しています。

本土との交通アクセスは、経済的にも結びつきが強い佐世保市との間にカーフェリー、高速船がそれぞれ 1 日 2 往復、博多との間にカーフェリーが 1 往復あり、近隣の新上五島、宇久島との間にも定期便があります。町内では、本島と有人の属島との間に町営の渡船が運航しています。

本町の基幹産業は、農業と漁業ですが、社会環境の変化の中で、後継者不足で厳しい状況となっています。この第 1 次産業を収益性のある魅力あるものにする工夫が重要であり、そのために加工等に力を入れ、商工業や観光業との連携による 6 次産業化を推進し、後継者や関連雇用を生み出す取り組みを行っています。

(2) 人口の推移

人口は令和 2 年国勢調査によると 2,288 人となっています。雇用の場が乏しいことなどから、若年層を中心とした町外への著しい人口流出が続いているほか、少子化の進展に伴う自然減少もあり、平成 7 年以降 25 年間で約 46% も人口が減少しています。

また、年齢階層別では、令和 2 年国勢調査では、65 歳以上の老年人口の割合が約 51% となっており、全国でも上位の高齢化率となっています。

<図表1 人口の推移（平成7年～令和2年）>

年	人口				世帯数
	総数	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	
平成 7 年	4,238 人	745 人 17.6%	2,293 人 54.1%	1,200 人 28.3%	1,510 世帯
平成 12 年	3,765 人	533 人 14.2%	1,910 人 50.7%	1,322 人 35.1%	1,458 世帯
平成 17 年	3,268 人	358 人 11.0%	1,631 人 49.9%	1,279 人 39.1%	1,364 世帯
平成 22 年	2,849 人	232 人 8.1%	1,380 人 48.4%	1,237 人 43.4%	1,287 世帯
平成 27 年	2,560 人	229 人 8.9%	1,162 人 45.4%	1,169 人 45.7%	1,210 世帯
令和 2 年	2,288 人	196 人 8.6 %	930 人 40.6%	1,162 人 50.8%	1,126 世帯

2. 財政状況

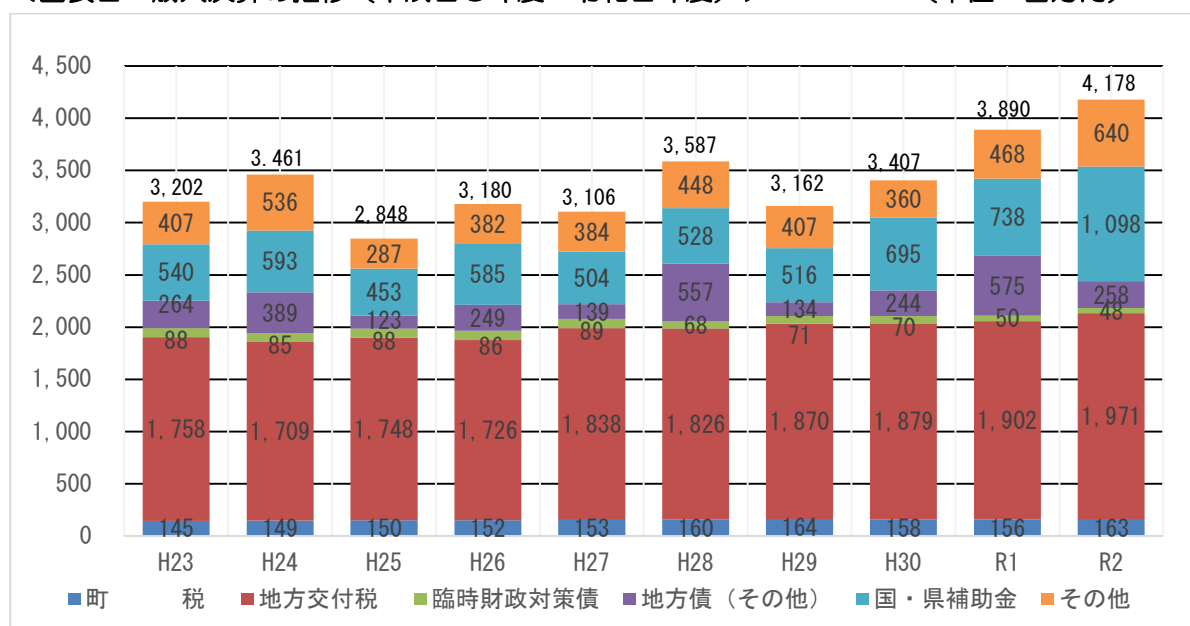
（1）歳入の状況（普通会計決算）

平成 23 年度～令和 2 年度までの 10 年間を見ると、当町の歳入の根幹であり、半分以上を占めている地方交付税は、増減があるものの、17 億円以上を保ったまま推移しています。

しかし、平成 25 年度以降の 6 千万円程度は福祉事務所の設置により、また平成 27 年度の約 1 億 1,400 万円は、人口減少対策として臨時的に措置されたものです。これらの点を差し引くと、地方交付税は減少し続けているといえます。

<図表2 歳入決算の推移（平成23年度～令和2年度）>

（単位：百万円）



（２）歳出の状況（普通会計決算）

まず、公債費の増減については、起債償還が開始した小値賀小中学校校舎建設事業が影響して平成 27 年度から増加傾向にあります。

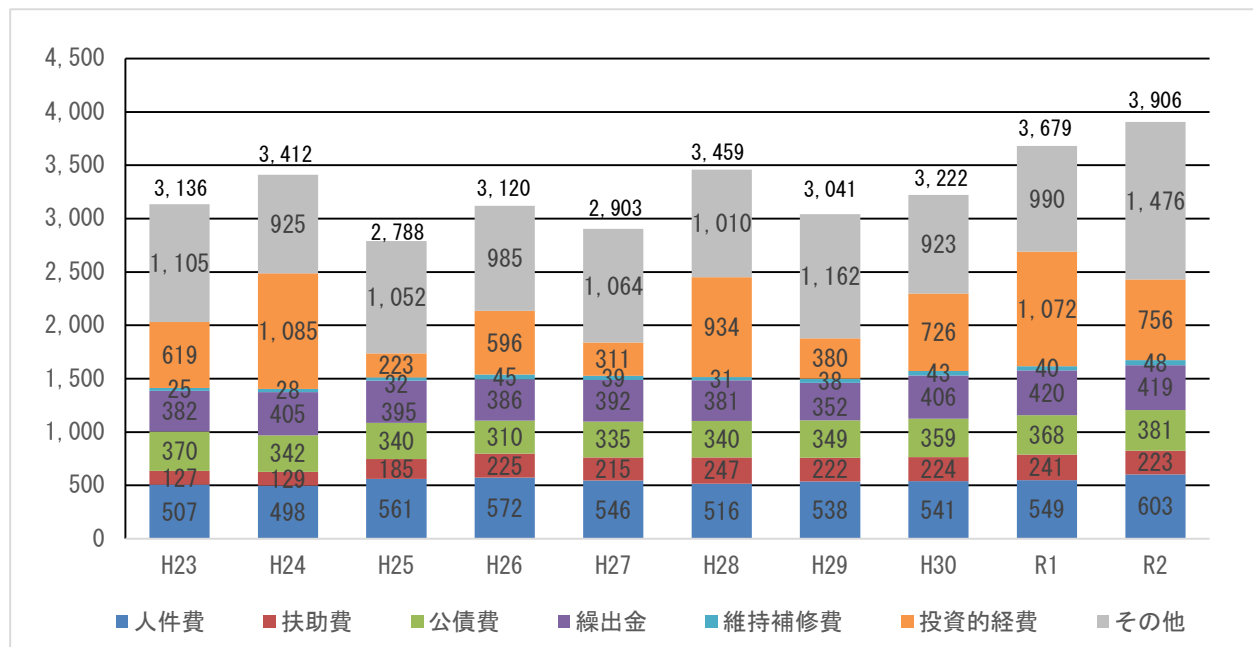
増加傾向にあるのは扶助費です。要因の一つは、歳入で述べた平成 25 年度の福祉事務所設置に伴う生活保護費、臨時福祉給付金の増によるものです。

投資的経費は、年度間で大きく差があります。特に顕著なのが、平成 23 年度・24 年度、令和元年度・2 年度です。主な増要因は、平成 23・24 年度は、小値賀小中学校校舎建設事業（H23：約 2 億 9 千万円 H24：約 5 億 5 千万円（建物のみ））、令和元年度・2 年度は、小値賀港新ターミナルバリアフリー整備（R1：約 1 億 2 千万円 R2：約 1 億 3 千万円）があげられます。

人件費の増減は、職員数の増減等に伴うものです。

<図表３ 歳出決算の推移（平成 23 年度～令和 2 年度）>

（単位：百万円）



（３）財政の比較分析（令和元年度普通会計決算）

①財政力

財政力指数 0.10 （類似団体【※用語解説有】内平均値 0.18）

類似団体内順位 143/151

基幹産業である農漁業の不振に加え、高齢化と後継者不足に伴う就業者数の減少が続いています。また離島という地理的要因により企業の誘致は困難です。このことから財源が少なく財政力指数は低くなっています。

②財政構造の弾力性

経常収支比率 80.1% （類似団体内平均値 85.5%）

類似団体内順位 27/151

令和元年度は、平成 28 年度借入分の過疎対策事業債及び辺地対策事業債の償還開始等に伴う元金償還金の増等により、経常収支比率が高くなりました。

③将来負担の状況

将来負担比率 ー% （類似団体内平均値 0.0%）

類似団体内順位 1/151

将来負担額を充当可能財源等が上回っているため、数字に表れていません。地方債の発行を計画的に行い、財政の健全化に努めます。

④公債費負担の状況

実質公債費比率 5.7% （類似団体内平均値 7.3%）

類似団体内順位 47/151

平成 28 年度借入分の過疎対策事業債及び辺地対策事業債の償還開始に伴う元金償還金の増等により実質公債比率は微増しています。

今後、診療所建設事業等の大型事業に係る起債の元金償還が始まることから、上昇することが見込まれます。

各指標全体を通してみると、本町の財政状況は健全性、弾力性を確保していると判断できる状況にありますが、これらの指標は、単年度の財政運営の結果を反映しているに過ぎないものであり、将来にわたる財政の健全性まで担保するものではありません。また、町の一般財源の多くを占める地方交付税の動向次第で、財政運営が良くも悪くもなるという弱みを抱えています。

小値賀町だけではなく、国の人口減少時代の到来が現実のものとなった今、行財政改革による一層のスリム化が求められています。一方、多様化する町民ニーズに的確に対応するとともに、町の将来が持続可能となるための必要な投資が必要不可欠であり、そのための財政構造の確立が必要となります。

Ⅱ. 人口、公共施設等の現況と将来の見通し

1. 人口のこれまでとこれから

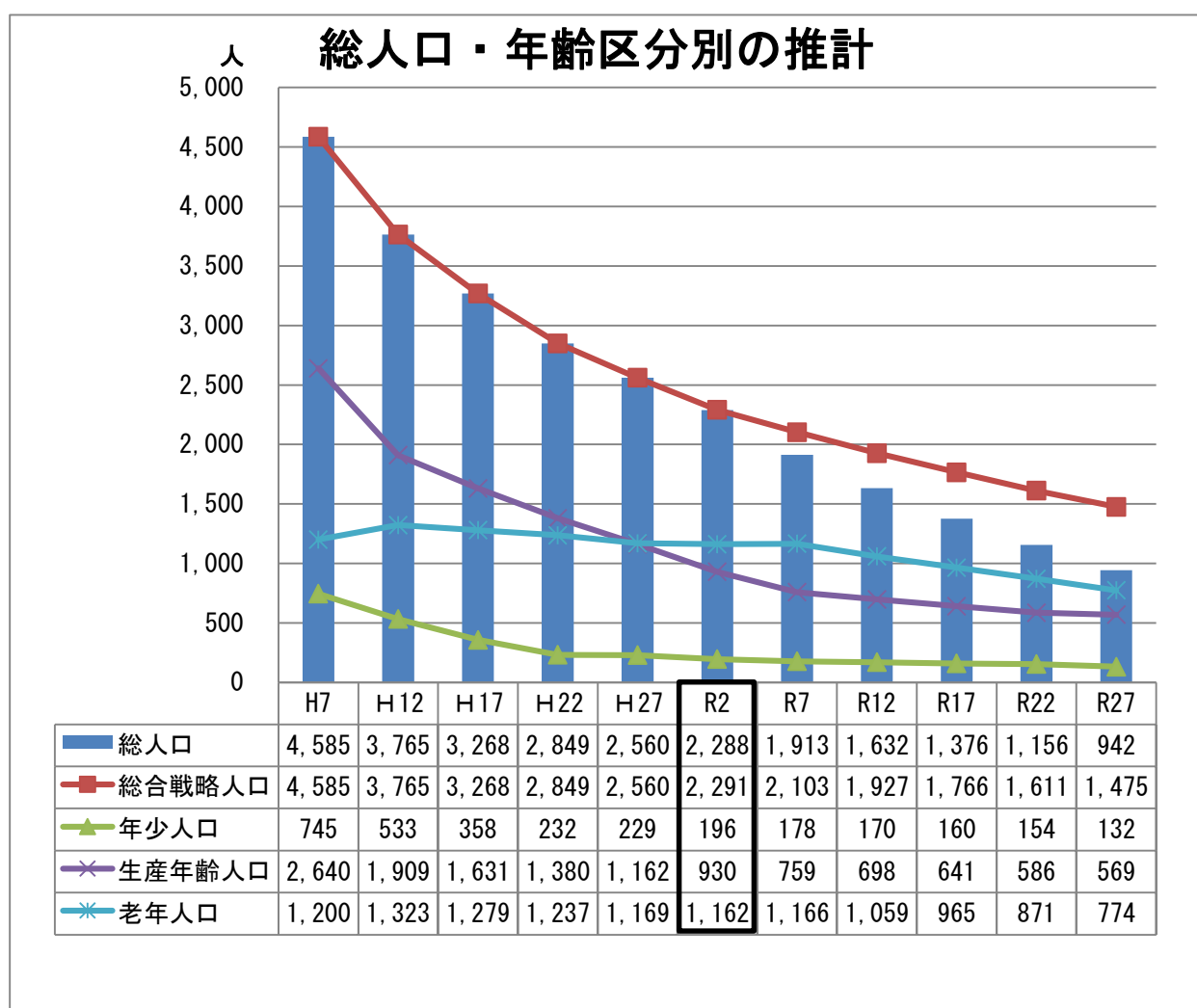
図表 4 は、令和 2 年度に策定した小値賀町総合戦略時点のものです。令和 2 年までの値は国勢調査の実績値で、令和 7 年以降の、総人口、年少・生産年齢・高齢人口は国立社会保障・人口問題研究所による将来の人口推計、総合戦略人口は小値賀町による人口推計です。

人口減少は歯止めがかからない状態で、平成 7 年から平成 27 年までの 20 年間で 2,025 人（約 44%）減少しています。今後も引き続き減少の一途を辿り、令和 27 年には、1,400 人程度まで減少することが予測されています。

年代別の推計を見ると、年少人口は令和 2 年に 200 人、令和 27 年に 150 人を下回る見込みです。生産年齢人口は、令和 2 年に 1,000 人、令和 22 年に 600 人を下回る見込みです。老年人口は、令和 17 年に 1,000 人を下回る見込みです。

しかしながら、平成 27 年において 2,500 人前後と予測した人口が、国勢調査の結果 2,560 人と、予測を 60 人程度上回り、年代別では年少人口、生産年齢人口が予測を大きく上回りました。

<図表 4 人口の推移（平成 7 年度～令和 27 年度）>



2. 公共施設等

令和2年度末時点で、下記の公共施設・インフラ資産等を所有しています。

耐震診断未実施施設が多くあります。今後、利用者の安全確保を第一に、診断の要不要の確認と優先順位の決定を行い、計画的に耐震化を図ります。

(1) 公共施設等（建物）

施設類型	施設等	建物名称	整備年度	耐震化	面積(m ²)
庁舎	小値賀町役場	小値賀町役場 庁舎棟	平成元年度		2441.63
		小値賀町役場 電気車庫棟	平成元年度		150.50
		小値賀町役場 倉庫棟	平成元年度		105.00
		小値賀町役場（ゴミ置き場）	平成元年度		3.45
交通施設	小値賀港新ターミナル	小値賀港新ターミナル	平成 15 年度		869.75
		小値賀港新ターミナル フェリー通路	平成 15 年度		36.95
		小値賀港新ターミナル 高速艇通路	平成 15 年度		44.34
		小値賀港新ターミナル 待合所	平成 29 年度		17.5
	離島待合室	離島待合所(笛吹)	昭和 55 年度	未実施	129.53
		柳港離島待合所	昭和 57 年度		18.00
		野崎待合所	平成元年度		11.90
		大島離島待合所	平成 3 年度		18.00
		納島離島待合所	平成 26 年度		9.72
	バス待合所	斑バス待合所	昭和 58 年度		21.00
		唐見崎バス待合所	平成 2 年度		7.56
		三方坂バス待合所	平成 11 年度		13.00
		庵の山バス待合所	平成 12 年度		12.96
		郵便局前バス待合所	平成 13 年度		13.30
		柳バス待合所	平成 20 年度		4.86
老人福祉施設	小値賀町地域福祉センター	小値賀町地域福祉センター	平成 6 年度		1967.64
		地域福祉センター（プロパン庫）	平成 6 年度		12.44
	高齢者生活福祉センター	高齢者生活センター	平成 13 年度		966.60
	前方ふれあい館	前方ふれあい館	平成 13 年度		114.13
	大島和楽苑	大島和楽苑	平成 12 年度		95.20
児童福祉施設	白浜海水浴場	白浜海水浴場管理棟	平成 13 年度		43.38
こども園	こども園	体育倉庫(グラウンド)	平成 3 年度		10.00
		体育倉庫	平成 5 年度		35.00
		こども園舎	平成 5 年度		681.00

施設類型	施設等	建物名称	整備年度	耐震化	面積(m ²)
医療・保健施設	診療所	LP ガス保管庫	昭和 59 年度		6.72
		診療所（管理センター除く）	昭和 59 年度		1236.50
		診療所（CT 室増築）	平成 3 年度		54.00
	医療保健職員住宅	医師住宅 A	昭和 59 年度		107.61
		医師住宅 B	昭和 59 年度		107.61
		医療保健職員住宅（A棟）	平成 23 年度		62.10
		医療保健職員住宅（B棟）	平成 23 年度		62.10
		医療保健職員住宅（C棟）	平成 23 年度		62.10
		医療保健職員住宅（D棟）	平成 23 年度		62.10
		健康管理センター	昭和 59 年度		475.86
衛生施設	小値賀町葬斎場	小値賀町葬斎場	平成 3 年度		547.00
		葬斎場霊灰塔	平成 3 年度		6.00
		霊柩車車庫	平成 22 年度		26.08
清掃施設	焼却場	ストックヤード棟	平成 4 年度		33.08
		プラットホーム棟	平成 4 年度		108.48
		中央制御作業室棟	平成 4 年度		73.03
		投入室棟	平成 4 年度		96.30
		不燃物プラットホーム	平成 4 年度		61.50
		不燃物処理設備室	平成 4 年度		80.00
		炉室棟	平成 4 年度		140.72
		排ガス処理設備室棟	平成 11 年度		34.78
		車庫	平成 4 年度		24.50
	ストックヤード	ストックヤード	平成 13 年度		199.24
		資源物保管用ストックヤード	平成 25 年度		271.32
	最終処分場	不燃物処理管理棟	昭和 47 年度	未実施	69.02
	し尿処理場	機械棟	平成 6 年度		1151.00
農業施設	畑総関連施設	岳の内揚水機場	平成 11 年度		79.20
		殿崎揚水機場	平成 11 年度		73.95
		水管理システム施設	平成 12 年度		70.00
		中央管理事務所			
	農産物加工場	農産物加工場	平成 28 年度		208.68
		選別作業場	平成 28 年度		223.0
		原材料集出荷場	平成 28 年度		240.0
	堆肥舎	堆肥舎 格納庫棟	平成 14 年度		150.00
		堆肥舎 管理棟	平成 14 年度		30.00
		堆肥舎 通気型製品棟	平成 14 年度		1870.00
		堆肥舎 攪拌式堆肥棟	平成 14 年度		965.60
		堆肥舎 事業所	平成 14 年度		244.85

施設類型	施設等	建物名称	整備年度	耐震化	面積(m ²)
農業施設	小値賀町獣医師住宅	小値賀町獣医師住宅	平成 5 年度		118.34
	前方農村婦人の家	前方農村婦人の家	昭和 53 年度	未実施	421.40
水産施設	漁民研修センター	漁民研修センター	昭和 56 年度		952.37
	あわび館	あわび館	平成 8 年度		759.41
		水産加工施設	平成 29 年度		91.35
	あわび種苗センター	あわび種苗センター	平成 5 年度		459.42
		あわび種苗センター倉庫 (ワカメ加工場)	平成 6 年度		34.56
		あわび種苗センターポンプ 倉庫	平成 5 年度		25.65
観光施設	柿の浜海水浴場	柿の浜海水浴場管理棟	平成 14 年度		61.08
	古民家	古民家こんどう邸	昭和 14 年度 (不明)	未実施	278.05
		古民家濱田邸	昭和 14 年度 (不明)	未実施	94.92
		古民家島暮らし体験交流館 まつなが邸	昭和 14 年度 (不明)	未実施	245.21
		レストラン ふじまつ	昭和 14 年度 (不明)	未実施	421.87
		古民家たもと邸	昭和 14 年度 (不明)	未実施	217.72
		古民家近藤達男邸	昭和 14 年度 (不明)	未実施	192.87
	野崎島自然学塾 村	野崎島ビジターセンター	平成 29 年度		123.18
		野崎島自然学塾村 宿泊室棟	昭和 39 年度	未実施	490.71
		野崎島自然学塾村 学習棟	平成元年度	未実施	359.51
		野崎島自然学塾村 炊事棟	平成 2 年度		38.89
		野崎島自然学塾村 調理室棟	平成 20 年度		69.56
		野崎島自然学塾村 トイレ、浴室棟	平成元年度	未実施	50.31
		野崎島自然学塾村 屋外トイレ、シャワー棟	平成 2 年度	未実施	50.31
		野崎島自然学塾村 シャワー ルーム棟	平成 20 年度	未実施	57.96
	野崎港倉庫	野崎港倉庫	平成 4 年度		22.68
	浜崎鼻キャンプ 場管理棟	浜崎鼻キャンプ場管理棟	平成元年度		48.00
	浜崎鼻公衆便所	浜崎鼻公衆便所	昭和 40 年度	未実施	9.00
住宅	みなと団地	みなと団地・A棟高齢者	平成 17 年度		542.61
		みなと団地・B棟一般	平成 17 年度		542.61

施設類型	施設等	建物名称	整備年度	耐震化	面積(m ²)
住宅	新小浜団地	新小浜団地・(一般)NA棟	平成 18 年度		198.00
		新小浜団地・(一般)NB棟	平成 18 年度		198.00
		新小浜団地・(小世帯)SA棟	平成 18 年度		251.00
		新小浜団地・(小世帯)SB棟	平成 18 年度		251.00
		新小浜団地・(一般)NC棟	平成 19 年度		396.06
		新小浜団地・(一般)ND棟	平成 19 年度		396.06
		新小浜団地・(小世帯)SC棟	平成 19 年度		201.00
		新小浜団地・(小世帯)SD棟	平成 19 年度		201.00
	小浜団地	小浜団地・A棟	昭和 49 年度	未実施	164.92
		小浜団地・B棟	昭和 51 年度	未実施	140.01
		小浜団地・E棟	昭和 55 年度	未実施	114.66
	上の坂団地	上の坂団地・A棟	平成 10 年度		521.40
		上の坂団地・B棟	平成 10 年度		249.60
		上の坂団地プロパン庫	平成 9 年度		5.50
	水の下団地	水の下団地	平成 5 年度		476.60
		水の下団地プロパン庫	平成 5 年度		3.50
	南川団地	南川団地	昭和 47 年度	未実施	149.24
	六島公営住宅	六島公営住宅	昭和 62 年度		61.00
	斑住宅	斑住宅	昭和 50 年度	未実施	206.48
	丘町住宅	丘町住宅・A棟	昭和 45 年度	未実施	114.48
		丘町住宅・B棟	昭和 45 年度	未実施	114.48
		丘町住宅・C棟	昭和 45 年度	未実施	114.48
	宮崎住宅	宮崎住宅	平成 2 年度		150.19
	宮崎町定住促進住宅	宮崎町定住促進住宅 A棟	昭和 53 年度	未実施	124.82
		宮崎町定住促進住宅 B棟	昭和 53 年度	未実施	124.82
	市司住宅	市司住宅・A棟	平成 15 年度		52.17
		市司住宅・B棟	平成 15 年度		52.17
		市司住宅・C棟	平成 15 年度		52.17
		市司住宅・D棟	平成 15 年度		52.17
		市司住宅・E棟	平成 16 年度		72.87
		市司住宅・F棟	平成 16 年度		72.87
		市司住宅・G棟	平成 16 年度		52.17
		市司住宅・H棟	平成 16 年度		52.17
	新小浜団地集会場	新小浜団地集会場	平成 22 年度		122.47
消防・防災施設	消防詰所	斑在消防詰所	昭和 14 年度	未実施	17.39
		大島消防詰所	昭和 14 年度	未実施	25.76
		納島消防詰所	昭和 14 年度	未実施	36.74
		黒島消防器具格納庫	昭和 14 年度	未実施	10.26

施設類型	施設等	建物名称	整備年度	耐震化	面積(m ²)
消防・ 防災施設	消防詰所	第2分団消防詰所	昭和49年度	未実施	54.00
		第1分団消防詰所	昭和53年度	未実施	55.12
		第10分団消防詰所	昭和54年度	未実施	42.87
		斑浜消防詰所 (斑消防器具格納庫)	昭和54年度	未実施	24.50
		第6分団消防詰所	昭和55年度	未実施	42.88
		第7分団消防詰所	昭和56年度		50.36
		第9分団消防詰所	昭和58年度		32.60
		第5分団消防詰所	昭和58年度		50.36
		第3分団消防詰所	昭和59年度		50.50
		第4分団消防詰所	昭和62年度		51.00
		第8分団消防詰所	平成14年度		65.09
		第1分団消防詰所トイレ	平成8年度		3.00
教職員 住宅	西町教員住宅	西町教員住宅A棟	平成28年度		104.5
		西町教員住宅B棟	平成28年度		104.5
		西町教員住宅C棟	平成28年度		104.5
		西町教員住宅D棟	平成28年度		104.5
	丘町教員住宅	丘町教員住宅A棟	令和2年度		62.10
		丘町教員住宅B棟	令和2年度		62.10
		丘町教員住宅C棟	令和2年度		62.10
		丘町教員住宅D棟	令和2年度		62.10
	松香丘教員住宅	松香丘教員住宅(B棟)	昭和53年度	未実施	91.17
		松香丘教員住宅(A棟)	昭和54年度	未実施	182.00
		松香丘住宅物置	昭和54年度	未実施	8.00
	大島分校教員住宅	大島分校教員住宅 (2号・3号)	昭和53年度	未実施	120.00
		大島分校教員住宅 (4号・5号)	平成4年度		79.50
	中村教員住宅	中村教員住宅B棟	平成13年度		309.00
		中村教員住宅A棟	平成14年度		309.00
		中村教員住宅C棟	令和2年度		61.27
		中村教員住宅D棟	令和2年度		61.27
学校施設	小値賀小中学校	中学校 体育館	平成7年度		1283.00
		小学校 体育館	平成10年度		1170.00
		小値賀小学校水泳プール更衣室・機械室	昭和52年度	未実施	105.00
		倉庫・トイレ	昭和42年度	未実施	42.00
		小値賀小中学校体育倉庫	昭和62年度		58.00

施設類型	施設等	建物名称	整備年度	耐震化	面積(m ²)
学校施設	小値賀小中学校	小値賀小中学校校舎	平成 24 年度		3595.00
		小値賀小中学校 体育器具庫	平成 24 年度		8.87
		小値賀小中学校 ゴミ置き場	平成 24 年度		8.48
		中学校部室	昭和 62 年度		104.00
	大島分校	大島分校 体育館	昭和 56 年度	済み	621.00
		大島分校 体育倉庫	昭和 51 年度	未実施	16.00
		大島分校 校舎	昭和 43 年度	済み	329.00
		大島分校 校舎（増築）	令和元年度		133.0
社会教育 施設	離島開発総合 センター	離島開発総合センター倉庫	昭和 49 年度	未実施	52.00
		離島開発総合センター 上の坂倉庫	平成 10 年度		48.60
		離島開発総合センター	昭和 49 年度	済み	1452.88
	地区住民 センター	斑地区住民センター	昭和 47 年度	未実施	233.00
		浜津地区住民センター	昭和 51 年度	未実施	234.40
		（台所、通路、控え室増設）	昭和 59 年度		34.78
		柳地区住民センター	昭和 52 年度	未実施	393.84
		納島地区住民センター	昭和 54 年度	未実施	171.22
		六島公民館	昭和 55 年度	未実施	119.30
		中村地区住民センター	昭和 55 年度	未実施	187.25
		（倉庫増設）	平成 26 年度		24.18
	小値賀町歴史 民俗資料館	小値賀町歴史民俗資料館倉庫	昭和 62 年度	未実施	49.19
		旧小田家屋敷	昭和 14 年度 （不明）	未実施	622.90
		小値賀町歴史民俗資料館	昭和 63 年度	未実施	360.00
	旧野首教会	旧野首教会	昭和 14 年度 （不明）	未実施	144.47
	商家尼忠東店	商家尼忠東店	昭和 14 年度 （不明）	済み	356.97
	野崎島神官屋敷	野崎島神官屋敷	昭和 14 年度 （不明）	未実施	171.90
		野崎島神官屋敷（改修）	平成 28 年度		345.77
	小値賀町 ふれあいプラザ	小値賀町ふれあいプラザ	平成 20 年度		815.01
体育施設	小値賀町総合 運動公園	小値賀町総合運動公園体育館	平成 7 年度		2630.34
		テニスコート倉庫	平成 6 年度		10.00
		多目的グラウンド東側倉庫・ WC棟	平成 7 年度		72.00
		多目的グラウンド西側倉庫・ WC棟	平成 7 年度		72.00
		ふれあい広場（受水槽ポンプ室）	平成 7 年度		11.89

施設類型	施設等	建物名称	整備年度	耐震化	面積(㎡)
体育施設	若者交流センター	若者交流センター	平成 9 年度		699.00
		若者交流センター （プロパン庫・汚水槽）	平成 9 年度		7.50
給食施設	小値賀小中学校 給食共同調理場	小値賀小中学校給食共同調理場	平成 26 年度		252.94
その他	旧樋口邸	旧樋口邸 A 棟	平成 30 年度	未実施	238.77
		旧樋口邸倉庫	平成 30 年度	未実施	14.54
	定住促進住宅 （宮崎町②）	宮崎町定住促進住宅その 2 （旧村田家）	平成 30 年度	未実施	96.95
	短期滞在住宅	短期滞在住宅	平成 27 年度		87.46
	セミナーハウス	セミナーハウス	平成 16 年度		105.94
	移動通信用鉄塔 施設局舎	移動通信用鉄塔施設局舎	平成 10 年度		63.36
	岳の内トイレ	岳の内トイレ	平成 16 年度		13.89
	漁協横公衆便所	漁協横公衆便所	昭和 57 年度		6.00
	地域活動支援セ ンター憩いの家	憩いの家西側倉庫	昭和 62 年度		3.31
		憩いの家東側倉庫	昭和 62 年度		3.31
		地域活動支援センター 憩いの家	昭和 62 年度		124.21
	土地改良区・担 い手公社事務所	土地改良区・担い手公社事 務所	平成 16 年度		244.85
	旧前方駐在所	旧前方駐在所	昭和 59 年度		66.24
		旧前方駐在所倉庫	昭和 59 年度		3.31
	旧前方保育所	旧前方保育所	昭和 42 年度	未実施	253.70
	旧斑小学校	WC棟	昭和 45 年度	未実施	30.00
		管理教室棟	昭和 45 年度	未実施	912.75
		管理教室棟	昭和 46 年度	未実施	770.75
		倉庫（WC棟横）	昭和 47 年度	未実施	20.00
		旧斑小学校体育館	昭和 51 年度	未実施	747.00
		旧斑小学校 体育倉庫	昭和 62 年度		28.00
		焼成室（児童玄関前）	平成 6 年度		10.00
		農具倉庫（体育館横）	平成 6 年度		14.00
		倉庫（児童玄関前）	平成 13 年度		14.00
		給食室	昭和 46 年度	未実施	56.00
		六島分校	六島分校 へき地集会室	昭和 53 年度	未実施
	六島分校 体育倉庫		昭和 62 年度		10.08
	六島分校 校舎		昭和 48 年度	未実施	726.00
	六島分校 給食室		昭和 48 年度	未実施	53.00

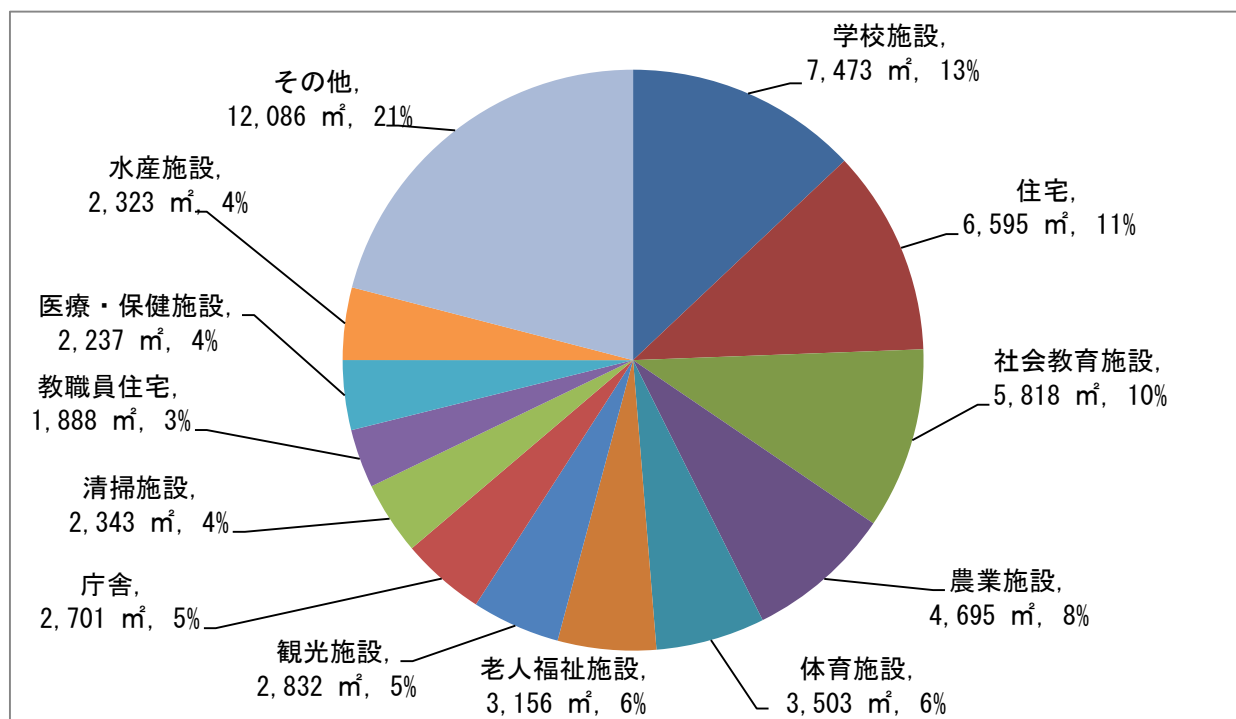
施設類型	施設等	建物名称	整備年度	耐震化	面積(m ²)
その他	六島分校教員住宅	六島分校教員住宅 (1号・2号)	昭和40年度	未実施	79.20
		六島分校教員住宅 (3号・4号)	昭和48年度	未実施	80.60
		六島分校教員住宅 (5号・6号)	昭和50年度	未実施	80.60
		六島分校教員住宅 (8号・9号・10号)	昭和56年度		134.80
		六島分校教員住宅(11号)	平成4年度		23.18
		六島分校 教員宿舎物置	昭和49年度	未実施	8.00
		六島分校 教員宿舎物置	昭和50年度	未実施	8.00
		六島分校 教員宿舎物置	昭和56年度	未実施	11.00
	旧斑渡待合所	旧斑渡待合所	昭和40年度	未実施	17.00
	旧野崎教職員住宅	旧野崎教職員住宅(B棟)	昭和43年度	未実施	80.60
		旧野崎教職員住宅(A棟)	昭和53年度	未実施	120.00
	水ノ下 旧九電社宅	水ノ下 旧九電社宅	昭和56年度	未実施	56.23
		水ノ下 旧九電社宅 物置	昭和56年度	未実施	2.60
	旧小値賀漁業生産組合寄贈建物	旧小値賀漁業生産組合寄贈建物	昭和63年度		385.13
漁港施設	小値賀漁港	船瀬海水浴場サービスハウス	平成15年度		75.81
	浜津漁港・前目地区	84・漁港環境トイレ	平成13年度		15.16
簡易水道施設	中村地区	笛吹低部送水流量計室	昭和39年度	未実施	6.00
		機械室	昭和55年度	未実施	190.00
		空気調整室	平成13年度		12.00
		第二浄水場流入弁・流量計室	平成13年度		3.00
		電気薬注室	平成13年度		23.00
		上の坂電動弁室	平成19年度		3.00
		流入弁・流量計室	平成19年度		2.00
		資材室	昭和39年度	未実施	37.00
		送水ポンプ室	昭和39年度	未実施	37.00
		薬注滅菌室	平成11年度		13.00
	笛吹地区	高部流量計室	昭和61年度		2.00
		上ノ坂ポンプ・電気計装室	昭和61年度		23.00
		低部流量計室	昭和61年度		2.00
		計装盤室	平成10年度		13.00
		低部配水池ポンプ室	昭和61年度		6.70

施設類型	施設等	建物名称	整備年度	耐震化	面積(㎡)
簡易水道 施設	前方地区	電気計装・材料室	昭和 43 年度	未実施	41.00
		前方流量計室	平成 10 年度		2.00
		電気計測室	平成 10 年度		13.00
		取水ポンプ・滅菌室	昭和 43 年度	未実施	20.00
	柳地区	柳配水池電気計装盤室	平成 11 年度		13.00
		柳流量計室	平成 11 年度		2.00
		送水ポンプ・滅菌室	昭和 61 年度		4.00
	浜津地区	電気計装・滅菌室	昭和 42 年度	未実施	12.00
		浜津流量計室	平成 10 年度		2.00
		浜津配水池電気計装室	平成 10 年度		13.00
	班地区	班配水池電気計測盤室	平成 10 年度		13.00
		班流量計室	平成 10 年度		2.00
	大島地区	電気計装・薬注室	平成 9 年度		6.00
		取水ポンプ室	昭和 49 年度	未実施	10.00
	六島地区	六島機械室	昭和 54 年度	未実施	73.00
		送水ポンプ室	昭和 54 年度	未実施	10.00
	野崎地区	野崎配水池施設滅菌室	昭和 36 年度	未実施	5.00
下水道 施設	笛吹地区特環	笛吹浄化センター機械棟	平成 15 年度		437.33
		笛吹浄化センター最終沈殿池棟	平成 15 年度		119.25
		マンホールポンプ発電機 格納庫(鮑集所)	平成 15 年度		9.72
		マンホールポンプ発電機 格納庫(会舎町)	平成 15 年度		9.72
		マンホールポンプ発電機 格納庫(潮井場)	平成 15 年度		9.72
		マンホールポンプ発電機 格納庫(船瀬)	平成 16 年度		9.72
		マンホールポンプ発電機 格納庫(大池)	平成 16 年度		9.72
	前方地区農集排	前方クリーンセンター	平成 13 年度		288.15
		マンホールポンプ発電機 格納庫(筒井浦)	平成 13 年度		11.88
		マンホールポンプ発電機 格納庫(近浦)	平成 13 年度		12.08
	柳地区農集排	処理場躯体	平成 14 年度		225.76
		マンホールポンプ発電機 格納庫(柳漁具倉庫)	平成 15 年度		12.96

施設類型	施設等	建物名称	整備年度	耐震化	面積(m ²)
下水道 施設	浜津地区農集排	マンホールポンプ発電機 格納庫(浜津後目)	平成 16 年度		50.00
		マンホールポンプ発電機 格納庫(浜津前目)	平成 16 年度		9.72
		マンホールポンプ発電機 格納庫(大浦)	平成 16 年度		9.72
	大島地区漁集排	大島漁業集落排水処理場	平成 9 年度		185.00
	斑地区漁集排	処理場躯体	平成 20 年度		131.29

※築年月が不明の場合、町制施行日の昭和 15 年 2 月 11 日（昭和 14 年度）に建築したものとしています。

<図表5-1 類型別公共施設面積>



<図表5-2 類型別公共施設の推移>

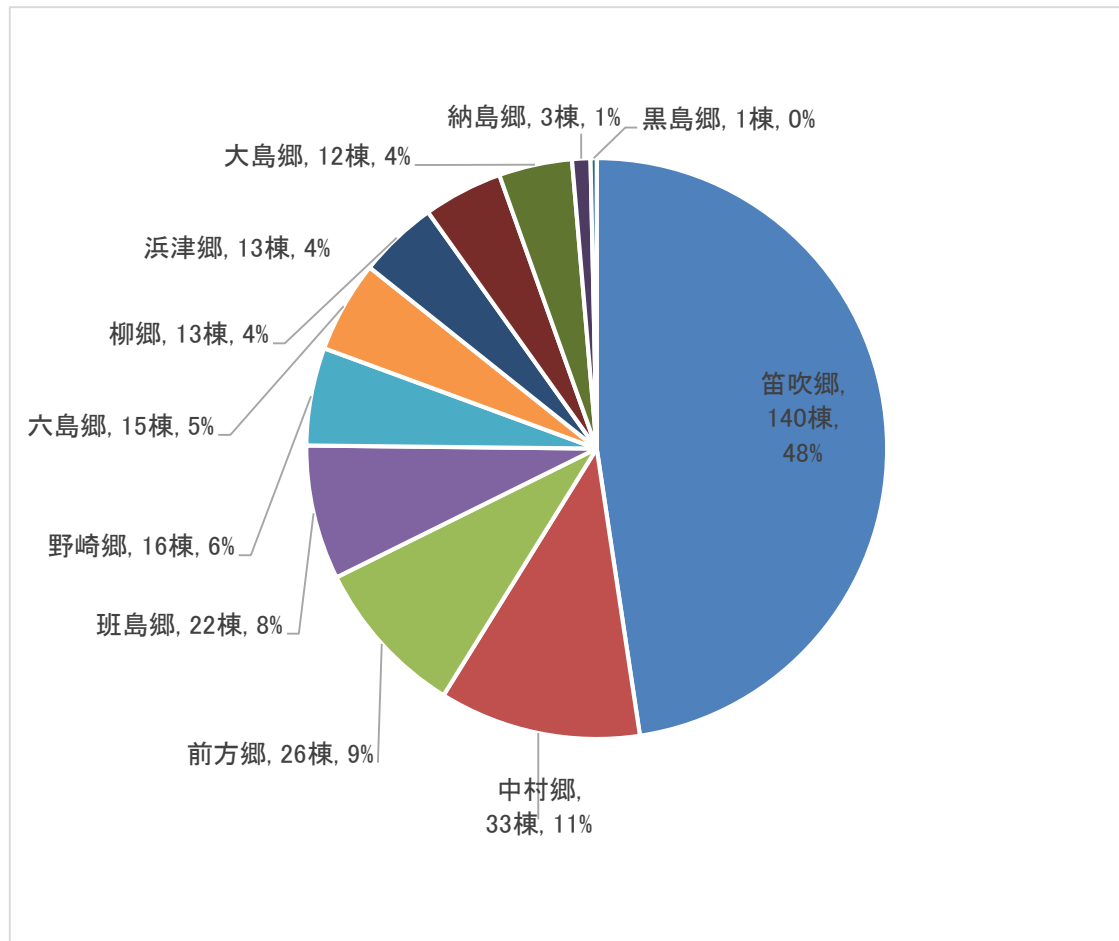
施設分類	H28年度	R2年度末	
	延床面積(m ²)	延床面積(m ²)	増減率(%)
学校施設	8,812 m ²	7,473 m ²	△ 15.2
住宅	6,682 m ²	6,595 m ²	△ 1.3
社会教育施設	5,472 m ²	5,818 m ²	6.3
農業施設	4,023 m ²	4,695 m ²	16.7
体育施設	3,503 m ²	3,503 m ²	0.0
老人福祉施設	3,156 m ²	3,156 m ²	0.0
観光施設	2,719 m ²	2,832 m ²	4.2
庁舎	2,701 m ²	2,701 m ²	0.0
清掃施設	2,343 m ²	2,343 m ²	0.0
教職員住宅	1,762 m ²	1,888 m ²	7.1
医療・保健施設	2,237 m ²	2,237 m ²	0.0
水産施設	2,231 m ²	2,323 m ²	4.1
その他	9,858 m ²	12,086 m ²	22.6
合計	55,499 m ²	57,648 m ²	3.9

※過去に行った対策の主な実績 【解体施設】小値賀町製塩工場（平成 30 年度）

（２）公共施設等（建物）配置状況

人口密集地区である笛吹地区に多くの施設があります。また、町民のニーズ、利便性、施設の性質等を考慮して整備されています。

＜図表６ 大字別公共施設等（建物）の数＞



(3) インフラ資産等

インフラ資産区分		規模
道路	町道	199 路線、実延長 112,108m、道路部面積 446,033 m ²
	農道	263 路線、49,298.9m
	トンネル	1 本
橋りょう		6 橋、実延長 25.3m、道路部面積 124.5 m ²
河川		準用河川 3 本、延長 886m
漁港施設		第 1 種 6、外郭施設延長 10,283.4m、係留施設延長 3,450.3m
公園	児童公園	4 か所
	自然公園	西海国立公園
農業施設	畑総関連	電気設備 2 式 避雷針設備 2 基 送水管 2 路線 1,946.7m 配水管 4 路線 12,045.1m 岳の内調整池 119,800 m ³ 殿崎ファームポンド 1,500 m ³ 番岳配水槽 80 m ³ 野崎ダム電気設備 2 式 中村第 2 浄水場電気通信設備 1 式 中村第 2 浄水場連絡管・場内配管 1 式
簡易水道施設	簡易水道	簡易水道 1 地区、配水池 13 箇所、導水管 5,081m、送水管 6,425m、配水管 55,416m
	飲料水供給施設	飲料水供給施設 2 地区、配水池 2 箇所、導水管 200m、送水管 824m、配水管 721m
下水道施設	特定環境保全 公共下水道事業	マンホールポンプ 11 箇所、排水管 20,000m
	農業集落排水事業	マンホールポンプ 16 箇所、排水管 18,000m
	漁業集落排水事業	マンホールポンプ 5 箇所、排水管 3,000m
	特定地域生活排水 処理事業	27 基

(4) インフラ資産配置状況

7 つの有人島においては、島民の要望を踏まえ、道路、漁港、簡易水道、下水道等のインフラが整備されています。町民生活の向上のための道路網、産業基盤や生活環境の整備は、町民の快適な暮らしや地域の経済活動を支えています。

道路の内、町道は町民の生活を支え、経済社会活動に必要な最も基本的な基盤施設です。幹線道路の整備はほぼ完了しているものの、法面保護や線形不良、幅員狭小により通行に支障を来している路線があるので、これからも整備を続けていきます。

道路の内、農道は農業者の営農活動に必要な最も基本的な基盤設備の一つです。畑地帯総合整備事業において、農道の整備は進んでいるものの、未舗装の農道も多く、また排水不良等により通行に支障を来している箇所があり、継続した整備及び改修を図る必要があります。

漁港は水産物の安定供給の基盤となるものであり、また国土保全のためにも必要不可欠な施設であり、継続的かつ重点的な整備を行っています。

児童公園（児童遊園）は、乳児や低学年児童に対し、広場、ブランコ、滑り台、鉄棒等により、健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、主だった地域に設置しています。

農業水利施設は、農業を支える重要なインフラですが整備から 20 年以上が経過し、老朽化が進んでおり、送水ポンプ等の機械の故障、本管の漏水が発生する等、今後も大規模な改修工事が発生することが懸念されるため、今後計画的な改修を図る必要があります。

簡易水道及び飲料水供給施設は、水質基準に適合した安全な水を需要者に必要量供給するよう努めています。

下水道は生活排水を中心とする汚水を適切に処理し、公共用水域の水質汚濁防止に積極的な役割を果たしており、町民生活の周辺環境の向上と自然環境の保全に寄与しています。

(5) 老朽化する建物

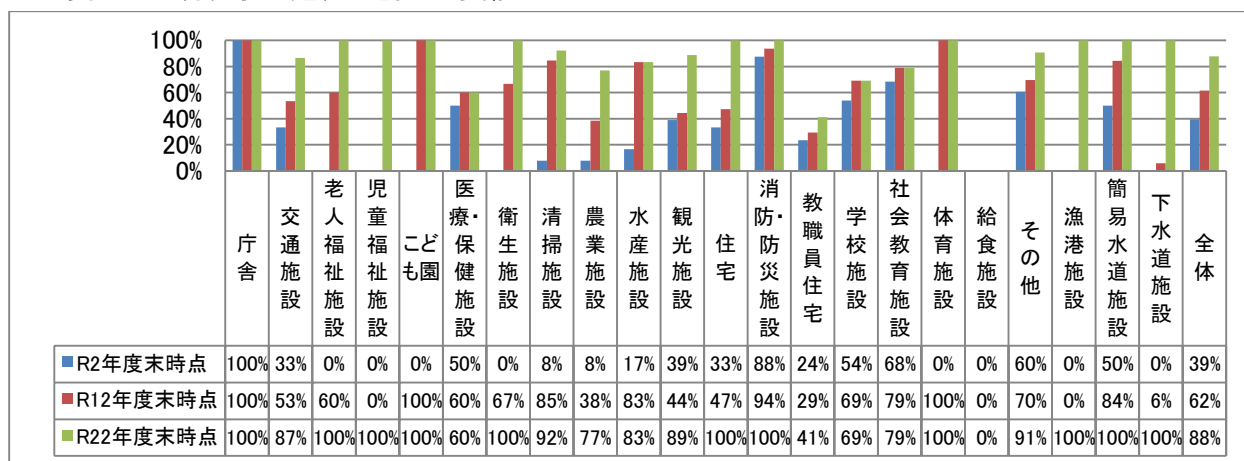
令和 2 年度末時点では、築 30 年以上経過している建物の割合は、全体の 39%ですが、10 年後には 60%を超え、老朽化が一挙に進んでいきます。これらの施設に関しては、建物の長寿命化へ向けた大規模修繕や更新にかかる費用が多額になってくると予想されます。

施設類型	全建物数	整備後30年以降経過する建物					
		R 2 年度末現在		R12年度末現在		R22年度末現在	
		建物数	割合	建物数	割合	建物数	割合
庁舎	4	4	100%	4	100%	4	100%
交通施設	15	5	33%	8	53%	13	87%
老人福祉施設	5	0	0%	3	60%	5	100%
児童福祉施設	1	0	0%	0	0	1	100%
こども園	3	0	0%	3	100%	3	100%
医療・保健施設	10	5	50%	6	60%	6	60%
衛生施設	3	0	0%	2	67%	3	100%
清掃施設	13	1	8%	11	85%	12	92%
農業施設	13	1	8%	5	38%	10	77%
水産施設	6	1	17%	5	83%	5	83%
観光施設	18	7	39%	8	44%	16	89%
住宅	36	12	33%	17	47%	36	100%
消防・防災施設	16	14	88%	15	94%	16	100%
教職員住宅	17	4	24%	5	29%	7	41%
学校施設	13	7	54%	9	69%	9	69%
社会教育施設	19	13	68%	15	79%	15	79%
体育施設	7	0	0%	7	100%	7	100%
給食施設	1	0	0%	0	0%	0	0%
その他	43	26	60%	30	70%	39	91%
漁港施設	2	0	0%	0	0%	2	100%
簡易水道施設	32	16	50%	27	84%	32	100%
下水道施設	17	0	0%	1	6%	17	100%
全体	294	116	39%	181	62%	258	88%

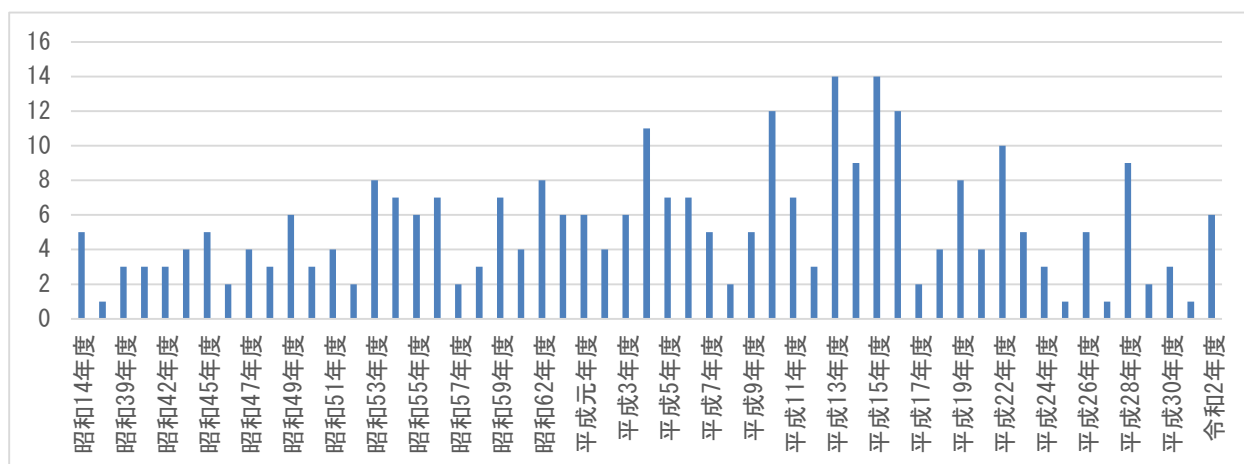
※築年月が不明の場合、町制施行日の昭和 15 年 2 月 11 日（昭和 14 年度）に建築したものとしています。

※建物数について、増築分は建物本体とは別に数えています。

<図表7 老朽化する建物の割合の変移>



<図表8 公共施設の築年別整備状況（令和2年度末時点現有分）>

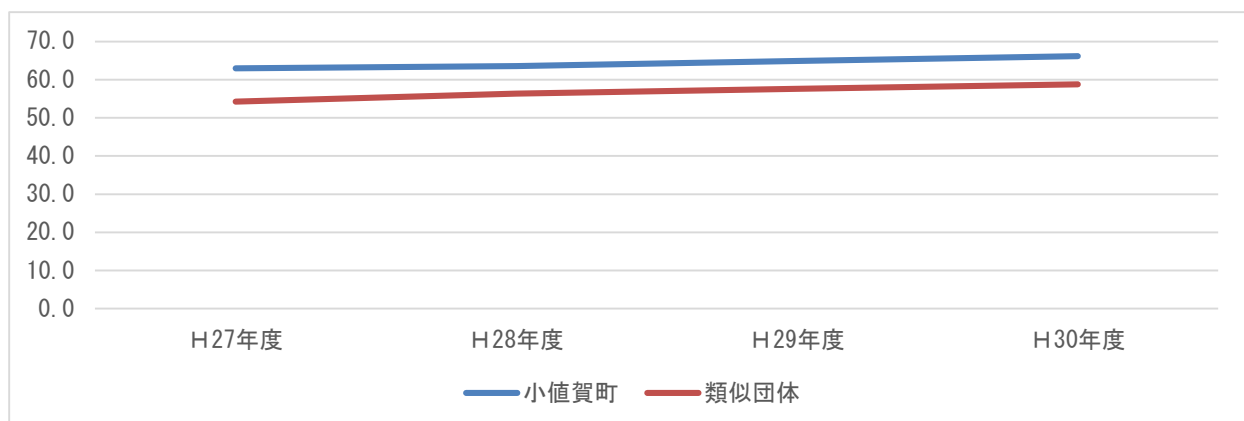


※築年月が不明の場合、町制施行日の昭和15年2月11日（昭和14年度）に建築したものとしています。
 ※建物数について、増築分は建物本体とは別に数えています。

（6）有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物・工作物）の耐用年数に対して、その資産の取得時点からどの程度経年しているかを表す指標です。数値が100%に近づくほど期間が耐用年数に近い資産が多いことを示します。平成30年度においては66.2%となっています。類似団体と比べ、老朽化が進み、耐用年数が経過している償却資産が多いため、今後は更新または集約、廃止など計画的に取組を進める必要があります。

<図表9 有形固定資産減価償却率の推移> （単位：%）



3. 中期財政見通し

限られた財源を有効に活用し、本町発展のための諸施策を実現していくため、そして将来的な財政運営の健全性を確保するために、中期財政見通しを定期的に見直しています。

令和 2 年国勢調査人口の減により、令和 3 年度から大幅な減額が見込まれていた普通交付税は、国の諸施策により一時的に回避されました。このことは裏を返せば、国の動向次第で大幅な減額の可能性があるということです。

今後、令和 7 年国勢調査においてはさらなる人口の減少がされ、結果が反映される令和 8 年には、普通交付税の減額による一般財源不足が見込まれます。

また過疎計画において、総合体育館大規模改修事業や小値賀港新ターミナル改修事業が予定されている令和 5 年度に一般財源不足が見込まれますが、不足した場合は基金の取り崩しにより対応します。

<図表 10 小値賀町中期財政見通し（普通会計）>

（単位：百万円）

区分		R4	R5	R6	R7	R8
歳入	町税	160	159	156	156	155
	地方交付税	1,820	1,706	1,660	1,660	1,620
	臨時財政対策債	48	48	48	48	38
	その他	1,955	1,597	1,448	1,340	1,354
	合計(A)	3,983	3,513	3,312	3,204	3,167
歳出	人件費	694	638	638	638	638
	扶助費	202	200	200	200	200
	公債費	407	428	412	415	436
	投資的経費	439	719	490	365	365
	その他	2,241	1,528	1,572	1,586	1,528
	合計(B)	3,983	3,513	3,312	3,204	3,167
差引額(C)=(A)-(B)		0	0	0	0	0

4. 予算確保可能額

下の図表は、平成 28 年度から令和 2 年度における施設等に係る維持補修費及び普通建設事業費の実績です。過去 5 年間の実績を基に、公共施設等の更新・修繕【※用語解説有】等に費やせる金額（平均値）を計算すると、一般会計で 5 億円程度、公営企業会計で 2 千万円程度となっています。

<図表 1 1 維持補修費及び普通建設事業費の実績（普通会計）>

（単位：百万円）

	H28	H29	H30	R1	R2	合計	平均
維持補修	31	38	43	40	48	200	40
修繕	4	0	0	0	0	5	1
改修	274	138	237	699	301	1650	330
新築・新設	293	90	37	16	120	557	111
増築・増設	0	0	3	6	0	63	13
更新	0	0	0	0	0	0	176
解体	1	0	0	1	0	2	0
合計	604	266	321	817	470	2478	496

<図表12 建設改良費の実績（公営企業）>

（単位：百万円）

	H28	H29	H30	R1	R2	合計	平均
渡船事業	25	0	0	0	0	25	5
簡易水道事業	5	7	5	8	20	47	9
下水道事業	0	0	0	22	0	22	4
合計	30	7	5	30	20	93	19

5. 公共施設等（建物）・インフラ資産に係る更新費用の将来予測

まず、この将来予測はあくまでも全体的な費用の総額を示すことが目的であり、本予測に基づき更新を行うものではありません。

将来予測の前提について述べます。期間は令和4年度から令和33年度の30年です。更新周期は固定資産の耐用年数とします。用いる固定資産の耐用年数は『固定資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）』によるものとします。令和3年度以前に耐用年数が到来し、未更新のものについては、令和4年度に更新するものとしています。

図表中、『更新』は公共施設等（建物）の更新に係る費用、『道路橋りょう』から『下水道』は、インフラ資産（建物を除く）の更新に係る費用を示しています。また、『全更新費用平均』は公共施設等（建物）・インフラ資産の期間中における全ての更新費用の平均額、『平成28年度～令和2年度平均』については、前段『4. 予算確保可能額』を示しています。

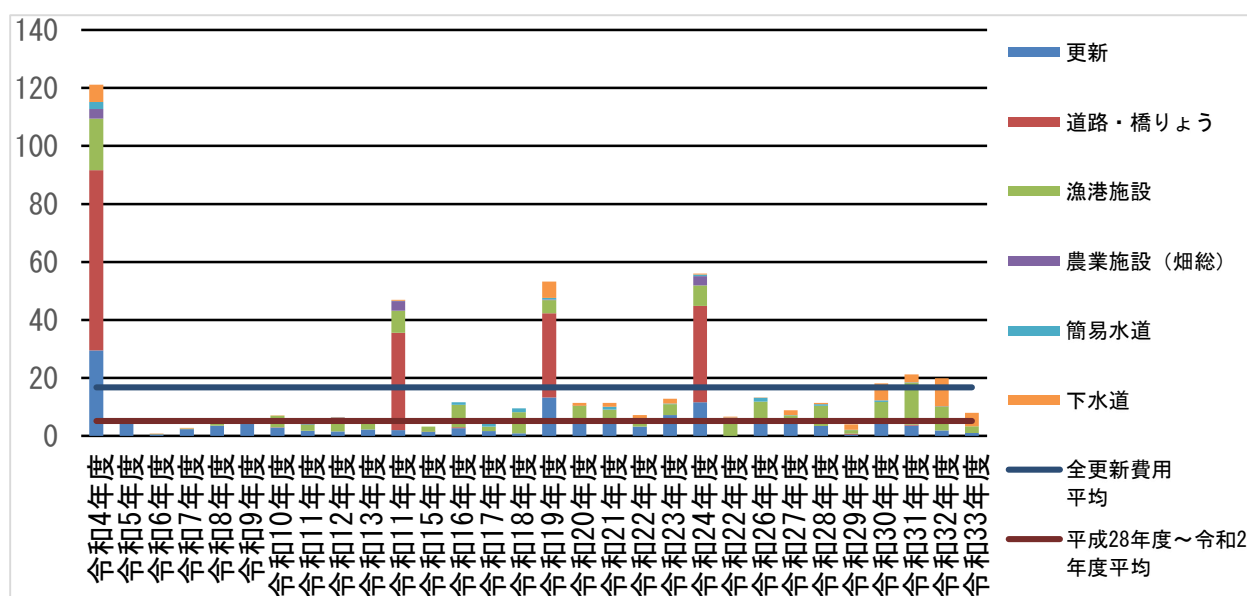
図表中、顕著なものが令和4年度の更新費用で、120億円超の費用を予測しています。これは、前提で述べた耐用年数を超過している公共施設等（建物）・インフラ資産が如何に多いかを表しています。特に道路・橋りょうが多額です。

続いて、令和11年、19年、24年度が多額です。これは、令和4年度に更新した公共施設等（建物）・インフラ資産の法定耐用年数（8年、15年、20年）到来による次期更新年度となることが理由です。

既存の公共施設等を維持するためには、毎年平均約17億円の費用が必要になる予測です。現実味がない金額となってしまいますが、あくまでも前述の前提に基づいた計算の結果です。

<図表13 公共施設（建物）・インフラ資産等に係る更新費用の将来予測>

（単位：億円）



6. 今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

公共施設等総合管理計画の初年度（平成 29 年度）を起点とした今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費を個別施設計画等の事業計画により見込んでいます。老朽化している公共施設が多いため、耐用年数経過時に単純更新した場合に約 140 億円の費用が見込まれるのに対して、長寿命化した場合は約 64 億円となり、約 76 億円縮減できる試算となります。

今後、公共施設等に係る費用が将来的に大きな負担となってくると考えられます。個別施設計画等で定めた目標使用年数や修繕の周期に沿って、計画的な更新等を行い、歳出の平準化を図っていく必要があります。

<図表 14 今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み>（単位：百万円）

◎期間：平成 29 年度～令和 8 年度

		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去 5 年平均)
普通会計	建築物 (a)	384	2,120	991	3,495	過疎対策事業債・辺地対策事業債等	3,712	△ 217	408
	インフラ施設 (b)	76	1,050	0	1,126		8,508	△ 7,382	109
	計 (a+b)	460	3,170	991	4,621		12,221	△ 7,600	517
公営企業会計	建築物 (c)	2	0	1,369	1,371	過疎対策事業債・辺地対策事業債等	702	669	167
	インフラ施設 (d)	84	265	69	418		1,114	△ 696	38
	計 (c+d)	86	265	1,438	1,789		1,816	△ 27	205
建築物計 (a+c)		386	2,120	2,360	4,866		4,414	452	575
インフラ施設計 (b+d)		160	1,315	69	1,544		9,623	△ 8,079	147
計 (a+b+c+d)		546	3,435	2,429	6,410		14,037	△ 7,627	722

Ⅲ. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画対象施設

町が所有する公共施設等について、全ての公共施設等、インフラ資産を対象とします。

2. 計画期間

平成 29 年度を初年度とし、令和 8 年度までの 10 年間を計画期間とします。ただし、取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直し、取組を継続、発展させることとします。

3. 現状や課題に関する基本認識

(1) 計画の必要性

老朽化した施設を放置することは、町民・利用者の生命を危険にさらしかねません。今ある資源・資産を最大限に活用して、適切かつ良質なサービスを維持し、将来にわたる財政面での持続可能性を確保するため、今後の人口減少、人口構造の変化に応じた総合的かつ計画的な管理を行う必要があります。

(2) 点検・診断

公共施設等の維持管理・更新等に当たっては、各施設が有する機能や設置環境等に応じ、日常的な巡視、定期的な点検及び不定期な点検等が行われています。

これらは、施設の変状を適時・適切に把握し、利用者の安全を確保するために必要な措置を講じるうえで必要不可欠であります。施設によってはこれまで十分な取組がなされておらず、施設の維持管理等は劣化や故障が起きてからの対応となり、必ずしも計画的ではありませんでした。

特に、耐震診断の未実施施設については、町民・利用者の生命に直結する問題であり、耐震診断の実施に向けて早急に取り組む必要があります。

(3) 管理基準の設定

公共施設等の機能を維持するうえで必要となるメンテナンスは、施設の規模、設置環境、利用状況等の施設の特性によって大きく異なり、過度な対応は行政コストの増大を招き、過小な対応は公共施設等の機能の維持や利用者の安全確保に支障を来す可能性があります。

このため、管理基準の体系的整備は、安全の確保を最優先としつつ、予算や体制等考慮して、持続可能なものとしていく必要があります。施設の特性を十分に把握し、メンテナンスサイクルを構築することが重要となります。

(4) 予算管理

厳しい財政状況下において、維持管理・更新等に係る計画的な投資を行うためには、あらゆる角度からトータルコストの縮減を図り、予算の平準化に努めることが重要です。

予算の平準化を図るためには、点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、施設毎に対策費用や対応の緊急性を検討のうえ、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討し、投資を計画的に実施していく必要があります。また、各施設共通の問題については庁内で情報を共有し、同時に対策を実施することで費用削減を図ります。

（５）体制及び情報管理・共有

これまで公共施設等の管理については、施設類型ごとに各課において管理されていました。また整備や維持管理等の履歴等の情報が一元的に整理されておらず、全庁的に共有されていませんでした。

今後は、全庁的な取組体制を構築するとともに、公共施設等の情報をシステムにより一元管理し情報共有を進める必要があります。

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

『人口、公共施設等の現況と将来の見通し』及び、『現状や課題に関する基本認識』を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を次のとおりとし、取組体制や情報処理等については、『Ⅳ．公共施設等総合管理計画の実施方法』のとおりとします。

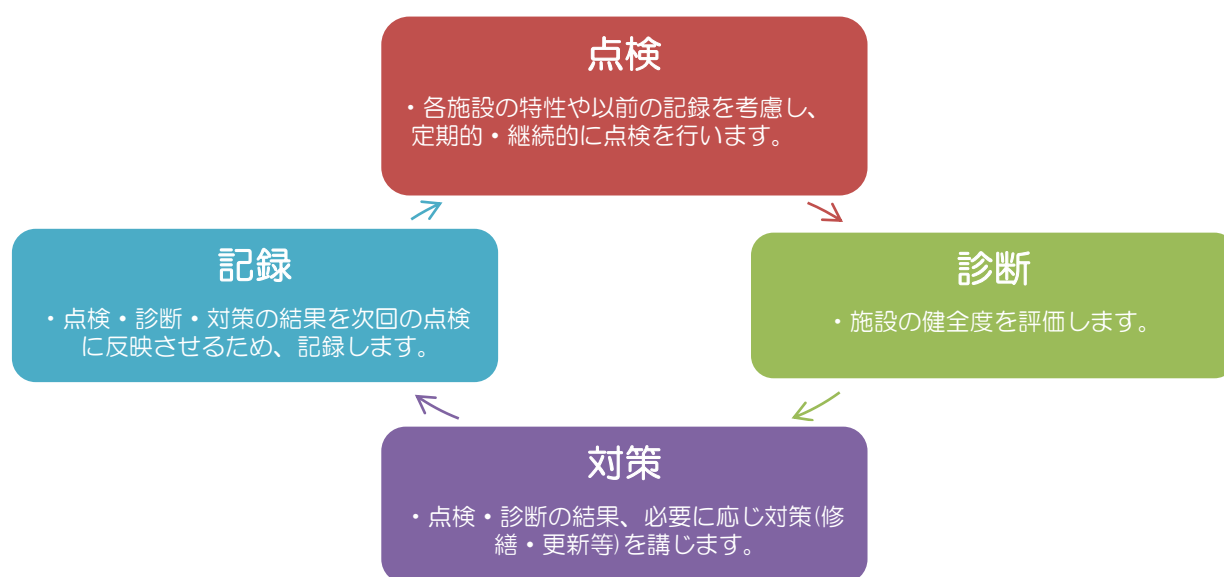
（１）点検・診断等の実施方針

施設の点検・診断等において、メンテナンスサイクルを構築します

公共施設等は、利用状況、自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なります。各施設の特性を考慮したうえで、定期的な点検・診断により健全度【※用語解説有】を正確に把握することが重要です。

インフラ施設以外の全ての公共施設（ごく小規模な施設や危険性のない施設は除く）を対象に、建物の劣化箇所を確認するため「職員による点検」を実施し、劣化状況の把握に努めます。また、主要施設を中心に専門家による「老朽化調査」を実施します。定期的な点検を行うことで、点検・診断結果等をデータベースとして管理し、大規模修繕等の時期を検討する際の判断材料とします。

<図表15 メンテナンスサイクルのイメージ>



（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

予防保全型維持管理【※用語解説有】の導入を推進します

従来、劣化等による故障の度に必要な修繕が行われてきました。

大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進します。

（３）安全確保の実施方針

利用者の安全確保に努めます

町民生活や社会経済活動の基盤である公共施設等は時代とともに変化する町民ニーズを踏まえつつ、利用者の安全を確保したうえで、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提となっています。

劣化や故障が起きてからの対応が中心であったため、標準的な更新年数をかなり超過した築年数の古い施設もあります。外壁の落下、防災設備の故障など利用者の安全の確保に直結する場合は早急に対策を行い、施設を安全な状態で維持し、サービスを継続的に提供します。

点検・診断等により高度の危険性が認められた施設については、立入禁止措置等により安全確保に努めます。また、老朽化により供用廃止され、かつ今後とも利用見込みのない施設は、速やかに解体します。

（４）耐震化の実施方針

計画的に施設の耐震化を図ります

公共建築物の多くは、災害時には避難場所等として活用され、診療所では負傷者の治療が、庁舎では被害情報や災害対策指示が行われるなど応急活動の拠点となります。

このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、耐震化の促進に取り組む必要があります。

利用者の安全確保を第一に、耐震設計基準を満たさない建物については、災害拠点施設や利用頻度が高い施設を優先し、計画的に耐震化を図ります。

（５）長寿命化の実施方針

施設の長寿命化を推進します

施設の機能の不具合や設備機器の劣化などに対して、すべてを従来のように改築していくことは、大きな財政負担が一時に集中することとなり、将来の少子高齢化や人口減少予測、今後の厳しい財政状況のもとでは、非常に困難な状況にあります。

健全度に応じた、予防的な修繕等の実施を徹底することにより事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコスト【※用語解説有】の縮減を図ります。

今後は、個別施設計画に基づき、計画的な改修等の予防保全により長寿命化を図り、財政負担の抑制と平準化を図ります。

（６）集約化・多機能化・転用・廃止等の推進方針

不要な施設は廃止、類似施設は集約、未利用施設は有効活用します

既存の施設に関しては、更新よりも既存施設の長期利用（長寿命化）を優先します。利用状況等に照らして必要性が認められない施設については、議会や地元との調整を十分整えたうえで、廃止・撤去を進めます。

集会室、和室、会議室など類似、重複した機能を有する施設を総合的にとらえ、改築に際しては、施設の集約化による機能統合を検討します。

町民ニーズ、社会情勢の変化による用途廃止や統廃合、集約化による移転後の空き施設は、可能な限り用途転用することにより、既存施設の改築費の抑制と利用の質の向上を図ります。また、有償で売り払いや貸し付けを行うなど、財源確保の手段として有効に活用します。

（７）ユニバーサルデザイン化の推進方針

ユニバーサルデザイン化を推進します

高齢化率 50%を超える当町において、誰もが安心・安全に利用しやすい施設となるために、公共施設等の改修・更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の利用状況を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を推進します。

５．取組の効果

維持管理・更新等に係るライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握し、それを一つの目安として、戦略的に必要な取組を進めていくことが重要です。

職員による点検や専門家による老朽化調査による予防保全対策を実施し、また個別施設計画の施設の対応方針に基づき、今後の方向性や見直し時期について、適切なマネジメントを実施していくことでライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図ります。

６．施設の数、延べ床面積等、数量に関する目標

新規の施設整備は原則として行いません。ただし、町の将来の持続可能性に資する施設整備は例外とします。

健全な財政運営のために、施設見直しの検討は必要不可欠です。稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は、統合・整理を検討します。

原則として、個別施設計画の目標使用年数を各施設の使用する目安とし、計画的な修繕等を実施することにより、財政負担の抑制を図ります。

トータルコストを縮減するだけでなく、特定の時期に改修・更新等に係る財政支出が過度に集中しないよう平準化も図ります。

これらにより、公共施設等の数や延べ床面積、費用等を削減します。

7. 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

将来の人口減少や少子高齢化の進展、施設の利用・コスト・老朽化の状況、既に取り組んでいる施設類型毎の事務事業の見直しの経過といった様々な状況を踏まえ、『6. 施設の数、延べ床面積等、数量に関する目標』に掲げた目標を達成するため、施設類型毎に管理に関する基本的な方針を下表のとおり定めます。

ただし、横断的かつ積極的な取組によって、成果を上げることができるような案件は、施設類型にとらわれず、全庁を挙げて取り組んでいきます。具体的には、施設の雨漏りがそれぞれの施設類型毎に発生した際、これまでは予算も工事も課毎に管理していました。今後は、予算化の時点で全施設の情報を共有し、一括で工事が発注できるように取り組みます。

<全施設に共通した方針>

- すべての公共施設（建物）について、最低年1回、職員による点検（定期点検）を実施します。（※ごく小規模で且つ危険性のない施設は除く）
- 『防災関連施設』、『学校関連施設』、『多数の人間が使う施設』、『住宅』及び『文化財』に関しては、毎年定期点検に加えて、5年に1回もしくは10年に1回専門家による点検（老朽化調査）を実施します。
- 定期点検や老朽化調査により把握した劣化箇所については、安全性確保及び建物の劣化防止のために適切な処置を講じます。（例：立ち入り禁止にする、排水口の堆積物を取り除く、シロアリ駆除、屋根の修繕、等）
- 特に、雨漏り等の「放置すると建物の寿命に影響を及ぼす劣化」に関しては、劣化箇所を確認次第迅速に対応します。
- 貴重な町の財産である公共施設を自分の体のように大切に維持管理します。

<遊具に関する方針>

- 学校・こども園・児童公園等の町が保有する施設にある遊具に関して、毎年最低1回専門家による点検を実施します。

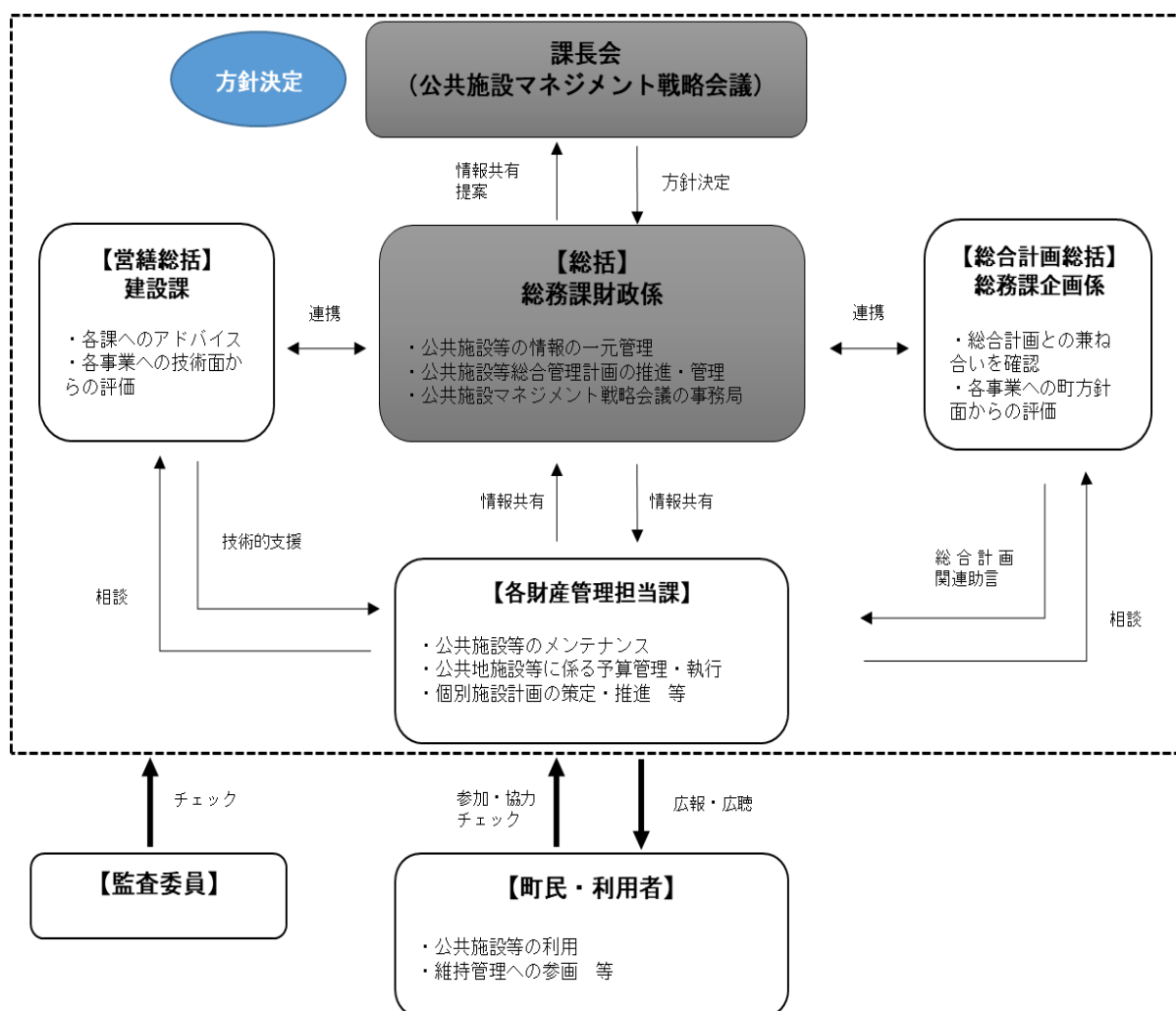
<施設類型ごとの方針>

施設類型	管理に関する基本的な方針
庁舎	町は、法定点検・年1回の定期点検を実施し、施設の劣化・故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響の度合いや、施設利用の安全性の観点により適切に対応し、施設の長寿命化を図ります。
交通施設	町は、施設機能の保持のため、月1回の定期点検を実施し、施設の劣化・故障を早期に発見し、施設及び設備の計画的な修繕・更新等を実施し、施設の長寿命化を図ります。
老人福祉施設	指定管理者による年1回の法定点検と月1回の定期点検、日常点検、利用者への聞き取り等の適切な実施により施設の劣化・故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響の度合いや、施設利用の安全性の観点により、適切な対応を図り、長寿命化を推進します。
児童福祉施設	町は毎月1回の定期点検の適切な実施により施設の劣化・故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響の度合いや、施設利用の安全性の観点により、適切な対応を図ります。

施設類型	管理に関する基本的な方針
こども園	町は年1回の法定及び日常点検の適切な実施と、長期的な視点による効率的な維持管理を行い、予防保全の考え方により計画的に修繕等を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、園児数の動向や諸条件を総合的に判断し、安全で快適な子育て環境の整備を推進します。
医療・保健施設	町は老朽化した医療施設について、年1回定期的な点検を実施し施設の長寿命化を図ります。また、新たに建設される医療施設について、年1回の法定・日常点検の適切な実施により施設の劣化・故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響の度合いや、施設利用の安全性の観点により、適切な対応を図ります。 町は保健施設について、医療機関の移転により生じる空間も含めて、既存施設の活用を検討しつつ、必要な場合には新たな施設建設の検討も行います。また、長期間使用していくため、適正な維持管理を行い施設の長寿命化を図ります。
衛生施設	町は、利用者が安心して利用できるように施設（機器類・備品類含む）の定期的な点検調査の実施、また管理者との情報共有を密にし、計画的な補修・整備により、末永く安定して利用できるように努めます。
清掃施設	町は、施設（機器類・備品類を含む）の定期的な点検調査の実施や施設管理者からの情報等を基に計画的な補修・整備を実施し、長寿命化を図ります。 また、今後、施設の更新・解体・増築など長期的なビジョンで検討・計画を立て準備していきます。
農業施設	町または施設管理受託者は、通常時の状態と異なる現象が生じていないか日常管理で確認します。施設（機器類含む）の点検結果を踏まえ、町と施設管理受託者間で、劣化状況等の情報を共有し、適時適切な設備の補修・更新等を行っていくことを基本に、施設の長寿命化を図ります。一部の施設は建設から40年以上が経過していますので、劣化状況・利用状況の変化を考慮し、施設の今後の在り方について検討していきます。
水産施設	町または施設管理受託者は、通常時の状態と異なる現象が生じていないか日常管理で確認します。施設（機器類含む）の点検結果を踏まえ、町と施設管理受託者間で、劣化状況等の情報を共有し、適時適切な設備の補修・更新等を行っていくことを基本に、施設の長寿命化を図ります。一部の施設は建設から40年以上が経過していますので、劣化状況・利用状況の変化を考慮し、施設の今後の在り方について検討していきます。
観光施設	指定管理対象の施設については指定管理業務仕様書において、指定管理受託者の業務として、法令を遵守した点検、良好な維持管理を実施することとなり、指定管理受託者と連携して長寿命化を図ります。その他の施設については町において年1回の定期点検を実施し、適時適切な設備の補修・更新等を行っていくことを基本とし、施設の長寿命化を図ります。
住宅	町は、老朽化した町営住宅等について、室内外の設備や外壁・屋根等の計画的な修繕を実施し、長寿命化を図ります。長寿命化計画に基づき修繕・改善することにより、ライフサイクルコストを縮減します。
消防・防災施設	消防団員が日常の点検を実施し、異常があれば町に報告する体制となっています。 詰所の更新は更新計画を策定し計画的に更新する予定としています。また、施設数は公平性や分団の再編の検討により削減を図ります。
教職員住宅	町は、入居者への聞き取りや年1回の定期点検を実施し、不具合の早期発見と修繕に努めます。また個別施設計画に基づき施設設備の改修や大規模修繕等を実施し施設の長寿命化を図ります。
学校施設	町は、学校と協力し年1回の定期点検及び日常点検を実施し、不具合の早期発見と修繕に努めます。また個別施設計画に基づき施設設備の改修や大規模修繕等を実施し施設の長寿命化を図ります。 学校規模の状況、児童・生徒数減少の動向、適正な通学区の設定、地元への影響等、諸条件を総合的に判断し、安全で快適な教育環境の整備を推進します。

施設類型	管理に関する基本的な方針
社会教育施設	町または施設管理受託者は、年1回の定期点検を実施します。また、利用者との施設及び設備利用についての情報交換を併せて行うことで、施設及び設備の劣化状況を早期把握し、修繕方法や実施時期を検討。個別施設計画に基づいた施設設備の改修や大規模修繕等を実施し施設の長寿命化を図ります。
体育施設	町は、年1回の定期点検を実施します。また、利用者との施設及び設備利用についての情報交換を併せて行うことで、施設及び設備の劣化状況を早期把握し、修繕方法や実施時期を検討。個別施設計画に基づいた施設設備の改修や大規模修繕等を実施し施設の長寿命化を図ります。
給食施設	町は、学校と協力し年1回の定期点検及び日常点検を実施し、不具合の早期発見と修繕に努めます。また個別施設計画に基づき施設設備の改修や大規模修繕等を実施し施設の長寿命化を図ります。 厨房設備器具については、製品情報や修繕履歴をもとに修繕・更新を計画的に行います。
道路・橋りょう	町は、橋梁、トンネル等については5年に1回、近接目視による点検を行います。舗装、照明柱等は点検結果により、経年的な劣化に基づく適切な更新年数を設定し、更新することを検討します。施設の重要度や健全度等から優先順位を決め、計画的に修繕・更新等を実施します。
河川	町内の準用河川3本については、整備後20年以上を経過しているため、町は、目視による定期点検を5年に1回実施し、必要に応じて計画的な修繕及び更新を行います。
漁港施設	町は、適切な機能を発揮していくため、水産物供給基盤機能保全計画に基づく対策の優先順位の設定等、計画的な修繕・更新等の方針を明確化し、老朽化が進行している施設の長寿命化とライフサイクルコストの削減を図る戦略的な維持管理・更新等を実施します。
公園	児童公園の遊具については、自治会や育成会の協力のもと、点検を実施します。未利用で老朽化が激しいものについては計画的に撤去するとともに、必要に応じて整備します。 自然公園関連施設は、町が年1回の定期的な点検の実施により施設の劣化・故障を早期に発見し、施設利用の安全性の観点から、適切に対応し、長寿命化を図ります。
簡易水道施設	町は、施設機能を保持するよう、破損状況や劣化状況を把握し、優先順位を考慮しながら、予防保全を前提とした計画的な修繕・更新等を実施し、長寿命化を図ります。
下水道施設	下水道施設は10年以上経過し、設備の老朽化が懸念されています。 町は、設備の更新・改修の体系的な管理計画を作成し、施設の維持費用の平準化を図ります。劣化状況・利用状況の変化を考慮し、施設の今後の在り方について集排施設等統合など検討していきます。
その他施設	【定住促進住宅】 定住促進住宅については、年1回の定期点検を実施します。住宅が入居中の場合は、利用者への聞き取り等により効率的な維持管理に努め、計画的に修繕等を実施し、施設の長寿命化を図ります。 【それ以外】 その他町有施設については、施設機能を保持するよう、定期点検により破損状況や劣化状況を把握し、優先順位を考慮しながら、計画的な修繕・更新等を実施し、長寿命化を図ります。

<図表15 庁内体制と町民・利用者との関係性のイメージ図>



IV. 公共施設等総合管理計画の実施方法

1. 全庁的な取組体制の構築及び情報処理・共有方策

(1) 施設情報の一元化

施設の維持管理費や稼働率などの情報は、公共施設管理を推進するうえで非常に重要な基礎データです。しかし現在、町が管理している「財産台帳」には建物の構造や面積など必要最小限の情報のみであり、維持管理コストや利用者数等の情報については各施設所管課が管理しているため、全庁的な現況の把握が難しい状態です。このため、施設に関する様々な情報を一元化する必要があります。

具体的には、平成28年度に導入した固定資産台帳システムを活用し、実施していきます。

(2) 個別施設計画<個別施設毎の長寿命化計画>の見直し・充実

今後、多機能化・統合・転用・廃止等が検討課題にあがっている施設などは、個別施設計画に基づき公共施設マネジメントを実施していきます。まだまだ個別施設計画も不十分な点もあるため、適宜計画を見直していきます。

（３）計画を実現するための組織体制

各課が連携し、総合的な視点で計画を推進する体制を整備します。財政係が中心となり、財産管理及び行政改革担当の総務課、公共施設等の営繕を総括する建設課並びに各財産管理担当課が連携した推進体制づくりを行い、具体的な数値目標の明示や管理基準を設定することにより、各課がアイデアを出し合い、共有化するなど、庁内の情報を一元化します。

２．地方公会計との連動

固定資産台帳を、公共施設等の維持管理、修繕及び更新等に係る中長期的な経費の算出や公共施設等総合管理計画の実施に活用します。

３．技術者の確保

職員が、施設の点検要領等を十分に理解し、委託業者の点検結果を適切に評価できるよう、研修や講習会に積極的に参加します。

また、高度な技術力を要する施設については、高度な技術力を有する専門業者に発注します。

４．PPP／PFIの活用

公共施設等の更新需要の増加に対応するには、PPP、PFI【※用語解説有】等による民間ノウハウ・資金の活用が重要と考えます。しかし、小規模離島である当町において、参画する民間企業は少なく、大規模な制度活用のハードルは高いと考えています。

指定管理制度等を引き続き活用するとともに、制度を最大限活用できるよう検討します。

５．町民・利用者の参加

町民及び利用者の皆様と行政が公共施設に関する情報や問題意識を共有し、将来の公共施設のあり方について、幅広く議論を進めていくことが必要かつ重要なことと考えています。

公共施設等の利用者がその重要性を理解し、適切な対応を行うことで、施設の長寿命化が図られ、町民の負担が軽減されることから、利用者への聞き取りやアンケート調査等により、施設に対する満足度や不備を把握し改善に繋げるとともに、広報等による施設情報の開示、維持管理への参画等により、町民の皆様の理解と協働を推進します。

V．フォローアップの実施方針

本計画を継続し発展するため、「Ⅲ．公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針」、「Ⅳ．公共施設等総合管理計画の実施方法」の具体的な取組を引き続き充実・深化させます。

併せて、上記の取組も含む計画に関する進捗状況を把握するとともに、進捗が遅れている施策の課題の整理と解決方策等の検討を行うため、公共施設マネジメント戦略会議（課長会）等においてフォローアップを行います。フォローアップは、概ね４年ごとに行うものとし、必要な場合は随時行います。

【参考】用語解説

あ行

○ 維持管理

施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などをいいます。

○ インフラ長寿命化計画（行動計画）

インフラ長寿命化基本計画において定めるインフラ長寿命化計画（行動計画）をいいます。

か行

○ 健全度

健全の意味は、「物事が正常に機能して、しっかりした状態にあること。また、そのさま。」です。このことから、健全度は、施設がどれくらい正常に機能しているかを示すものです。

当町において、健全度に関する具体的な基準がない、または不明確な施設については、メンテナンスサイクル構築時に作成または見直すものとします。

○ 公共施設等

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいいます。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、污水处理場等）等も含む包括的な概念です。

○ 更新

老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備することです。

○ 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）をいいます。

さ行

○ 修繕

公共施設等を直すことです。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きい小さいかを問いません。

た行

○ トータルコスト

中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいいます。

や行

○ 予防保全型維持管理

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいいます。((参考) 事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいいます。)

ら行

○ ライフサイクルコスト

建物を例にすると、建設計画から設計・建築・維持管理・解体・廃棄までに要する費用の総額をいいます。

○ 類似団体

全国の市区町村は、「特例市」、「中核市」、「特別区（東京都23区）」、「政令市」、「一般市」、「町村」に分類されています。さらに人口や産業構造をもとに、「一般市」は16、「町村」は15に細分化されています。

同じ分類にグループ分けされた自治体同士を、類似団体といい、小値賀町は「町村」の内、人口5,000人未満かつ第2次・第3次産業就業人口比率80%未満のグループに分類されています。

英字

○ PPP

Public Private Partnership の略です。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。

○ PFI

Private Finance Initiative の略です。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいいます。